

平成30年度 喫煙科学研究財団助成研究

募 集 要 領

- I. 研究助成の概要
 - 1. 研究課題
 - 2. 募集区分
 - 3. 応募資格
 - 4. 研究助成期間
 - 5. 研究助成金額
 - 6. 研究助成金の使途・使用期限
 - 7. 代表研究者の義務
 - 8. 研究成果等の情報公開

- II. 選考方法と結果の通知
 - 1. 選考方法
 - 2. 結果の通知

- III. 応募方法

- IV. 個人情報の取扱い

「研究助成申込書」記入上の留意点

申込書類の提出期間

特定研究 平成29年10月1日(日)～10月31日(火) 必着
一般研究 平成29年11月7日(火)～12月12日(火) 必着
若手研究 同上

申込書類の提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-5-7 NIKKEN 赤坂ビル
公益財団法人喫煙科学研究財団 宛

<問い合わせ先>

電話 03-5549-4536

e-mail office@srf.or.jp

I. 研究助成の概要

1. 研究課題

喫煙等※に関する、独創性が高く学術上の意義が大きい科学調査研究を対象とします。※加熱式たばこ等に関する研究も含まれます。

若手研究では特にチャレンジ性の高い研究課題を歓迎します。

2. 募集区分

研究課題は一般研究、若手研究、特定研究に区分して募集します。特定研究は、当財団の諮問機関である研究審議会が選定したテーマに基づく課題を設定していただき、組織や専門の枠を超えたグループによる協働研究を行うものです。

3. 応募資格

一般研究・特定研究

代表研究者として応募できる方は、大学、研究所および病院等に所属する研究者とします。大学院生、学生、企業に所属する研究者は共同研究者として助成研究に参加することはできますが、代表研究者としての応募はできません。

また、平成 29 年度に当財団からの研究助成を受けている代表研究者の方は、平成 30 年度の一般研究への応募はできません。

若手研究

平成 30 年 4 月 1 日現在において 44 歳以下で、大学、研究所および病院等に所属する研究者が一人で研究を行うこととします。大学院生、学生、企業に所属する研究者は応募できません。

4. 研究助成期間

一般研究・特定研究： 研究助成期間は、3 年間を限度とします。ただし、研究審議会が特に認めた場合には、1～2 年の延長を行うことができます。

若手研究： 研究助成期間は、3 年間を限度とします。

5. 研究助成金額

一般研究・特定研究： 1 研究課題 1 年当たり 200 万円を上限とします。

若手研究： 1 研究課題 1 年当たり 50 万円とします。ただし 3 年目は 100 万円に増額する場合があります。

6. 研究助成金の使途・使用期限

研究助成金の使途は、研究計画遂行上直接必要な研究経費、研究成果の発表に必要な経費および所属組織の事務管理費とします。

研究助成金は、提出された研究実施計画に基づき、毎年度末(3 月末日)までに適切に使用していただきます。

7. 代表研究者の義務

選考の結果、助成研究の代表研究者として選ばれた場合は、下記の義務を負っていただくことになります。

- (1) 研究実施計画に基づく研究助成金の適切な使用と管理
- (2) 研究助成説明会への出席(当財団から初めて助成を受ける場合に限る)
- (3) 年度毎の研究成果をまとめた研究報告の期日までの提出
- (4) 年度毎の研究助成金収支概要報告の期日までの提出
- (5) 年度毎の研究発表会への出席と研究成果の発表
- (6) 研究成果の情報公開に関する同意
- (7) その他

8. 研究成果等の情報公開

- ・ 研究助成課題の成果については、公開を原則とします。
- ・ 助成研究課題名と代表研究者名は、財団の機関誌「喫煙科学-Smoking Science-」に掲載されます。
- ・ 毎年度提出いただく研究報告は、当財団の研究年報に収録され、国立国会図書館において一般の方々の閲覧が可能となります。また、最終年度報告については、インターネットを通じ当財団ホームページにおいて要約が開示されます。

II. 選考方法と結果の通知

1. 選考方法

研究審議会での審議結果に基づき、理事会・評議員会において正式決定されます。

2. 結果の通知

選考結果は3月末日までに応募者(代表研究者)に書面で通知されます。個別の選考結果等についてのお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。

III. 応募方法

- ・ 「研究助成申込書」に必要事項を記入し、原本1部(白黒・片面印刷)を提出期間内に財団事務局宛ご提出ください。提出期間後は申込書を受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出してください。なお、「研究助成申込書」の記入に当っては、次頁の留意点をご参照ください。
- ・ 応募書類は返却いたしません。

IV. 個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報は、この募集を含め研究助成に関連する業務上必要な範囲に限定して利用いたします。

(参考) 平成29年度研究助成の新規応募件数、新規助成件数、助成総件数、助成金総額はそれぞれ、136件、73件、211件、375百万円でした。

「研究助成申込書」記入上の留意点

1. 所属組織の長による承認

「研究助成申込書」は、代表研究者の所属する組織の長による承認を必ず受けて、公印を押捺の上、ご提出ください。私印では受理いたしませんので、ご注意ください。組織の長とは、学長、学部長、研究所長、病院長等、組織を代表する方とします。

2. 研究実施計画

研究実施計画の作成に当たっては、その実施内容が所属組織の諸規定に違反することのないよう、十分な注意をお願いいたします。

3. 生命倫理・安全面への配慮

研究内容によっては、法令又は指針により手続きが定められているものがあります。文部科学省科学研究費の留意事項に準じ、適切に研究が実施できるよう配慮してください。また、配慮された内容について、記入欄に簡潔に記載してください。

4. 研究経費の内訳

研究助成金の使途は、研究計画遂行上直接必要な研究経費、研究成果の発表に必要な経費および所属組織の事務管理費としています。以下に助成金を使用できない経費の例をあげますので、参考としてください。

- ・ 建物等施設に関する経費
但し、研究に必要な器具・備品を据え付けるための軽微な経費には使用できます。
- ・ 所属組織で通常備えるべき備品(机、椅子、複写機等)の購入費
- ・ 国内外を問わず、学会出席のための旅費、参加費
但し、財団が主催する研究助成説明会、研究発表会、ならびに、財団の助成研究の成果を発表するための学会への参加に必要な旅費には使用できます。
- ・ 外部より招聘した研究者等に対する旅費・滞在費